

移住サポート促進事業

【内容・目的】

相談・体験の充実を図り、移住者の増加につなげていくため、移住検討者が松山の生活環境などを視察する際の交通費や宿泊費、レンタカー代の一部を補助する。

- 補助は1回限りとする。
 - 滞在開始日の14日前までに申請が必要
- ※実績報告書に訪問した相手方の名刺等の写しの添付が必要



【対象者】

- ・本市へ移住を検討している方
- ・愛媛県外に住んでいる方
- ・申請までに、まつやま移住相談窓口で移住に関する相談を行った方
- ・松山市滞在中に市内における住まいや仕事、移住アドバイザー等による相談のいずれかを行った方（移住アドバイザー：松山市に移住した先輩移住者や子育て・農業・起業等自らの経験をもとにアドバイスをしていただける方）

※対象外の例

- ・転勤・進学などを理由とした移住で、定住を期待できない者
- ・18歳未満の者（高校生を含む。）のみでの利用
- ・補助金の補助対象経費に対して、他の団体等から補助を受ける場合
- ・就職の面接、インターンシップのみでの利用

【補助対象経費】

ア 宿泊費と交通費

対象経費	市内の宿泊施設における宿泊費（食事代は含まない） 居住地から本市までの往復に要する経費
補助金額	対象経費の2分の1以内
補助限度額	1人：5,000円 2人以上：10,000円 （1泊分を限度とする。）

イ レンタカー借上料

対象経費	補助対象者が借り上げるレンタカーの経費（燃料費を除く。）
補助金額	対象経費の2分の1以内
補助限度額	5,000円 （24時間分を限度とする。）

【募集世帯】

- 100世帯程度
- ・先着順
- ・予算がなくなり次第終了



【問い合わせ先】 松山市まちづくり推進課 移住・定住担当
TEL：089-948-6095
Email：iju@city.matsuyama.ehime.jp